

◎ 刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○ 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。 第四百五十条中「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、同条の次に次の二条を加える。 第四百五十条の二 第四百二十八条第二項、第四百三十三條第一項及び前条の規定にかかわらず、検察官は、第四百四十八條第一項の規定による決定に対しては、第四百二十八條第二項の異議の申立て、第四百三十三條第一項の抗告及び即時抗告をすることができない。	第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。 第四百五十条中「第四百四十八條第一項」を削り、「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、同条の次に次の二条を加える。 第四百五十条の二 第四百四十八條第一項の規定による決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告をすることができる。 ② 前項の即時抗告を棄却する決定又は前条の即時抗告（第四百四十六條又は第四百四十七條第一項の規定による決定に対するものに限り。）が係属する抗告裁判所の第四百四十八條第一項の規定による決定に対する第四百三十三條第一項の抗告は、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、これを行うことができる。 ③ 政府は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表するものとする。 一 第四百四十八條第一項の規定による決定（最高裁判所がし

第四百五十条の三〔略〕

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第四百四十五条の次に次の十条を加える。

第四百四十五条の二 審判開始の決定をした裁判所は、必要と認めるときは、檢察官に対し、その保管する証拠の一覽表の再審請求者又は弁護人に対する提供を命ずることができる。

② 前項の一覽表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 証拠物 品名及び数量
- 二 供述を録取した書面（供述者の署名又は押印のあるものに限る。）又は電磁的記録（裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものに限る。） 当該書

たものを除く。）があつたとき、その旨並びに檢察官が当該決定に対する即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該即時抗告又は抗告をした場合におけるその理由

二 第一項の即時抗告を棄却する決定があつたとき、その旨並びに檢察官が当該決定に対する第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該抗告をした場合におけるその理由

第四百五十条の三〔略〕

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第四百四十五条の次に次の九条を加える。

〔新設〕

面又は当該電磁的記録の標目、作成の年月日及び供述者の氏名

三 証拠書類（前号に掲げるものを除く。） 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名

③ 前項の規定にかかわらず、検察官は、同項の規定により第一項の一覧表に記載し、又は記録すべき事項であつて、これを記載し、又は記録することにより次に掲げるおそれがあると認められるものは、同項の一覧表に記載し、又は記録しないことができる。

一 人の身体若しくは財産に害を加え又は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二 人の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ

三 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれ

第四百四十五条の三 審判開始の決定をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者又は弁護人の請求により、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない。

② 審判開始の決定をした裁判所は、検察官が保管する証拠につ

第四百四十五条の二 審判開始の決定をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない。

〔新設〕

いて、再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命ずることができる。

③ 裁判所は、前二項の決定又は第一項の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

④ 第一項若しくは第二項の決定又は第一項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条の四 裁判所は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を弁護人に謄写させる場合において、その証拠に係る複製等の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

第四百四十五条の五 審判開始の決定をした裁判所は、検察官が保管する証拠について、再審請求者又は弁護人に開示することとの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の再審請求者又は弁護人に対する開示を命ずることができる。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は開示の条件を付す

② 裁判所は、前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

③ 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

〔新設〕

〔新設〕

ることができる。

② 前項の開示は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める機会を与える方法によりするものとする。

一 再審請求者 前項に規定する証拠を閲覧する機会（当該証拠の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）

二 弁護士 前項に規定する証拠を閲覧し、及び謄写する機会（当該証拠の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会）

③ 裁判所は、第一項の決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

④ 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条の六 裁判所は、第四百四十五条の三第一項若しくは第二項又は前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、

第四百四十五条の三 裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法

又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

- ② 裁判所は、第四百四十五条の三第一項若しくは第二項又は前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があるとき、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

③ 〔略〕

- ④ 前三項の規定は、第四百四十五条の三第四項又は前条第四項の即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百四十五条の七 弁護士は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に、裁判所が検察官から提出を受けた証拠を謄写したとき又は検察官から謄写の機会を与える方法による証拠の開示を受けたときは、これらの証拠に係る複製等を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

〔削る〕

により、提示を受けるものとする。

- ② 裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があるとき、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

③ 〔略〕

- ④ 前三項の規定は、前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百四十五条の四 弁護士は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

第四百四十五条の五 再審請求者、弁護士又は弁護士であつた者は、前条に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手續又は

〔削る〕

その準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一 当該再審の請求に係る事件についての再審の請求の手續

二 前号に掲げる手續において再審開始の決定が確定した場合における被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理及び当該被告事件に関する第二百八十一条の四第一項第二号に掲げる手續（同号ホに掲げるものを除く。）

② 前項の規定に違反した場合の措置については、再審請求者の再審の請求に係る利益又は再審における被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉又はその私生活若しくは業務の平穩が害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第四百四十五条の六 再審請求者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手續又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護士又は弁護士であつた者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信

第四百四十五条の八、第四百四十五条の十一〔略〕

第四百五十条中「第四百四十六条」を「第四百四十四条の二第二項（第三号に係る部分を除く。）」、第四百四十六条」に改める。

第四百五十条の二中「検察官は、」の下に「第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は」を加える。

第四百五十条の三の次に次の二条を加える。

第四百五十条の四〔略〕

第四百五十条の五 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二から第四百四十五条の六まで、第四百四十五条の八（第一項を除く。）から第四百四十五条の十まで、第四百四十

回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第四百四十五条の七、第四百四十五条の十〔略〕

第四百五十条中「第四百四十六条」を「第四百四十四条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）」、第四百四十六条」に改める。

第四百五十条の二第一項中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。第三項第一号において同じ。）又は第四百四十八条第一項」に改め、同条第二項中「抗告裁判所の」の下に「第四百五十条の五第一項において準用する」を加え、同条第三項第一号中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項又は第四百四十八条第一項（第四百五十条の五第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十条の三の次に次の二条を加える。

第四百五十条の四〔略〕

第四百五十条の五 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二、第四百四十五条の三、第四百四十五条の七（第一項を除く。）から第四百四十五条の九まで、第四百四十五条の

五条の十一第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。この場合において、第四百四十五条の九第一項中「再審の請求」とあるのは、「即時抗告」と読み替えるものとする。

② 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二、第四百四十五条の三第一項から第三項まで、第四百四十五条の四、第四百四十五条の五第一項から第三項まで、第四百四十五条の六第一項から第三項まで、第四百四十五条の十一第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条、第十四条及び第十五条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
- 三 第二条中刑事訴訟法第百八十八条の二、第百八十八条の三、

十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。この場合において、第四百四十五条の八第一項中「再審の請求」とあるのは、「即時抗告」と読み替えるものとする。

② 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二第一項及び第二項、第四百四十五条の三第一項から第三項まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
- 三 第二条中刑事訴訟法第百八十八条の二、第百八十八条の三、

第百八十八条の六及び第百八十八条の七の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、捜査機関が作成

した書類及び収集した証拠物の目録の作成並びに証拠の適正な保管の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(証拠の提出命令による証拠の提出の在り方等)

第四条 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。)による改正後の刑事訴訟法(以下「第二条改正後刑事訴訟法」という。)第四百四十五条の三第一項の規定による決定については、再審の請求の理由に関連すると認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意されなければならない。

第百八十八条の六及び第百八十八条の七の改正規定並びに附則第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度その他の再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔新設〕

(証拠の提出命令による証拠の提出の在り方等)

第四条 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。附則第六条第一項において同じ。)による改正後の刑事訴訟法(以下「第二条改正後刑事訴訟法」という。)第四百四十五条の二第一項の規定による決定については、再審の請求の理由に関連すると認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意されなければならない。

2
〔略〕

〔削る〕

（再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する経過措置）

第五条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（次項及び附則第十一条において「第一条改正後刑事訴訟法」という。）第四百五十条の三第一項の規定は、第二条の規定による改正前の刑事訴訟法（以下この条及び附則第十一条において「第二条改正前刑事訴訟法」という。）第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定による決定（附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。次項及び附則第七条において「第二条改正前決定」という。）であつて附則第一条第二

い。

2
〔略〕

（再審開始の決定に対する不服申立て等に係る審理期間）

第五条 近年における再審の手續に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定に対する不服申立てであつて附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第二号施行日」という。）以後にされたもの又は当該決定に対する不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てであつて第二号施行日以後にされたものについては、それぞれ事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならぬ。

（再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する経過措置）

第六条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（次項及び附則第十二条において「第一条改正後刑事訴訟法」という。）第四百五十条の三第一項の規定は、第二条の規定による改正前の刑事訴訟法（以下この条及び附則第十二条において「第二条改正前刑事訴訟法」という。）第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定による決定（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。次項及び附則第八条において「第二条改正前決定」という。）であつて第二号施行日以

号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後にされたもの及び第二条改正後刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定（次項において「第二条改正後決定」という。）に対する即時抗告（刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを含む。以下この条において同じ。）について適用し、第二号施行日前にされた第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告については、適用しない。

2
〔略〕

第六条・第七条
〔略〕

（再審の請求に関する調査手続及び審判手続に関する経過措置）

第八条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十四条の二から第四百四十五条の六まで、第四百四十五条の八から第四百四十五条の十まで、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十八条第一項及び第二項、第四百五十条、第四百五十条の二、第四百五十条の四並びに第四百五十条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に再審の請求があった事件について適用し、施行日前に再審の請求があった事件（次条及び附則第十条において「施行前請求事件」という。）については、なお従前の例による。

後にされたもの及び第二条改正後刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定（次項において「第二条改正後決定」という。）に対する即時抗告（刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを含む。以下この条において同じ。）について適用し、第二号施行日前にされた第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告については、適用しない。

2
〔略〕

第七条・第八条
〔略〕

（再審の請求に関する調査手続及び審判手続に関する経過措置）

第九条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十四条の二から第四百四十五条の三まで、第四百四十五条の七から第四百四十五条の九まで、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十八条第一項及び第二項、第四百五十条、第四百五十条の二、第四百五十条の四並びに第四百五十条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に再審の請求があった事件について適用し、施行日前に再審の請求があった事件（次条及び附則第十一条において「施行前請求事件」という。）については、なお従前の例による。

（再審請求手続において謄写された証拠の複製等の適正管理に関する経過措置）

第九条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の七の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手続において、裁判所が検察官から提出を受けた証拠が謄写されたとき又は弁護人が検察官から謄写の機会を与える方法による証拠の開示を受けたときにおけるこれらの証拠に係る複製等（刑事訴訟法第二百八十一条の三に規定する複製等をいう。）についても適用する。この場合において、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の七中「裁判所が審判開始の決定をした後に、裁判所」とあるのは、「裁判所」とする。

〔削る〕

（再審請求手続の受継に関する経過措置）

第十条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の十一の規定は、施行前請求事件に係る再審の請求をした者（検察官を除く。）が施行日以後に死亡した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が」とあるのは「再審の請求をした者（検察官を除く。）が刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）

（再審請求手続において謄写された証拠の複製等の適正管理等に関する経過措置）

第十条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四及び第四百四十五条の五の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手続において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等（刑事訴訟法第二百八十一条の三に規定する複製等をいう。次項において同じ。）についても適用する。この場合において、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四中「審判開始の決定をした後に検察官」とあるのは、「検察官」とする。

2 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の六の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手続において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が施行日以後に謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等についても適用する。

（再審請求手続の受継に関する経過措置）

第十一条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の十の規定は、施行前請求事件に係る再審の請求をした者（検察官を除く。）が施行日以後に死亡した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が」とあるのは「再審の請求をした者（検察官を除く。）が刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）

の施行の日以後に」と、同条第四項中「審判開始の決定をした」とあるのは「再審の請求を受けた」とする。

（死刑確定者の拘置の停止に関する経過措置）

第十一條 施行日以後における第一条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第三項の規定の適用については、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止（附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）は、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止とみなす。

第十二條 〔略〕

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 前条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十七条（第十一号ロに係る部分に限る。）の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての附則第七条各号に掲げる決定に関与した者にも適用する。

第十四條・第十五條 〔略〕

の施行の日以後に」と、同条第四項中「審判開始の決定をした」とあるのは「再審の請求を受けた」とする。

（死刑確定者の拘置の停止に関する経過措置）

第十二條 施行日以後における第一条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第三項の規定の適用については、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）は、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止とみなす。

第十三條 〔略〕

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 前条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十七条（第十一号ロに係る部分に限る。）の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての附則第八条各号に掲げる決定に関与した者にも適用する。

第十五條・第十六條 〔略〕